

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成25年6月19日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1バンドの款中「合成皮革製」を「皮革製」に改め、「(つや消し)」を削り、同表活動服の款合冬服の項上衣の目中「そで」を「袖」に、「長そで」を「長袖」に、「そで口」を「袖口」に、「ししゅう」を「刺しゅう」に改め、同項ズボンの目中「すそ」を「裾」に改め、同款バンドの項中「布地」を「ナイロン製」に、「金色」を「帯に4本の反射糸を織り込み、銀色の消防き章入り」に改め、同表靴の款中「鋼板入り」を「先芯入り」に改め、同表防寒衣の款コート型の項中

「

濃紺色の布地
兼用襟(セミステン形)とし、掛け合わせにファスナー及び地質と似た色のホック5個を1行に付ける。 胸部の左右に各1個のファスナー付きポケットを付ける。 前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付ける。 そでは、長そでとし、そで口の内側には、地質と似た色のゴム織布を付ける。 胴には、バンドを付ける。 形状は、第18図1(1)のとおりとする。
胸部の左の上部に、地質と似た色の台地に銀色の桜花で囲んだ黒色の市章を配し、中央に金色で織った消防き章を付ける。

を

形状は、第18図1(2)のとおりとする。

「

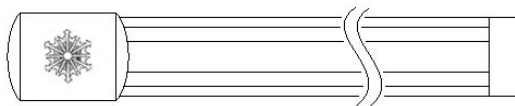
黒色の布地
兼用襟(コンバチブルカラー)とし、襟合せにはバックル付ベルトを設け、前合せは比翼仕立てのボタン留めとする。 両脇に各1個の箱ポケットを付ける。 肩章は、外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタンで留める。 袖は、長袖とし、袖先にボタン留めベルトループ付の飾りベルトを設ける。 両腰部に調節バックル付ベルトを設ける。 形状は、第18図1のとおりとする。
胸部の左の上部に、地質と似た色の台地に銀色のき章及び金色の「KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT」の文字をオレンジ色の枠で囲んだワッペンを付ける。 形状は、消防局章と同様とする。

に改め、同款ジャンパー型の

」

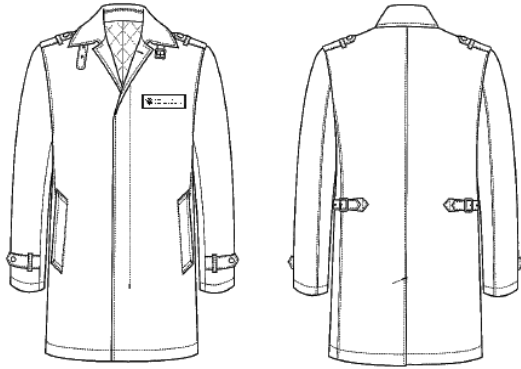
項制式の目中「ふた」を「蓋」に改め、同表第10図3を次のように改める。

3 バンド



別表第1第18図1を次のように改める。

1 コート型制式



別表第 2 飛行靴の款の次に次の 1 款を加える。

活動服（半袖）	地 質	濃紺色の布地
	制 式	<p>ポロシャツ型（半袖）とする。</p> <p>折り襟とし，ボタンダウン仕様とする。</p> <p>胸部の左にポケットを付ける。</p> <p>胸部の右に「京都市消防局」及び「Kyoto City Fire Department」の文字を銀糸で刺しゅうし，中央にオレンジ色の糸でラインを刺しゅうする。</p> <p>形状は，第 1 1 図のとおりとする。</p>

別表第 2 音楽隊被服の款中「ししゅう」を「刺しゅう」に，「第 1 1 図」を「第 1 2 図」に改め，同表第 1 1 図 2（1）中「ししゅう」を「刺しゅう」に，「そで章」を「袖章」に改め，同図を第 1 2 図とし，同図の前に次の 1 図を加える。

第 1 1 図 活動服（半袖）制式



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年7月1日から施行する。ただし、防寒衣コート型に係る改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による活動服バンドは、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)